

経済史から見た法制度の変遷：古代中期(紀元前500年～後130年)

兎 島 秀 樹

要 旨

古代インドは『実利論』や『マヌ法典』で、儀式ではなく、個人の人生規範とともに、統治の手法がまとめられた。国家の誕生とともに、国家領域を統治する手法が論じられた。巫蠱ふこの乱や讖緯しんい思想のようにまだ呪術的発想法も残ったが、現実への対処が求められた。社稷のような神の儀式を中心に国家はまとまり、行動規範としての礼や法が規定された。

他国を征服して、領域としてまとまる時に、一部の集団の利益が法として告知された。領域国家では、法が天の意思や自然として正当化された。墨子のように非攻・兼愛を唱える者は敗れ、富国強兵の法家が帝国官僚をになった。領域の中では、奴隷のように身分的差別を受ける者が生まれた。

法は内地に適用された。外地・属州は官僚が統治するが、その土地の法が適用された。家族のような養育団はアジュールとなった。

中国、西アジア、ローマにおける政治組織、戸籍、家族、法制度、官僚制などを検討した。

キーワード： 戦国時代、秦、漢、古代ギリシア、古代ローマ、法の経済史

<0.0>本稿の目的

本稿は近代の経済史の研究者が見た法制史という観点ではあるが、経済学部1年生用の「経済史入門」という科目の補助教材としても利用する⁽¹⁾。

一連の論述では⁽²⁾、時代は630年区切りで分けているので、ここで扱う古代・中期は、紀元前500年から始めて、紀元後130年まで、という通常の古代史研究ではありえない時代区切りになっている。「歴史像」で論争を展開するのが、これまでの歴史学の常識であったが、歴史像は

可变的であると理解する。歴史像は、「真理」や「仮説」のような権威あるものではなく、現代社会の根本問題を探するための一つの理解にすぎない。

<0.1>紀元について

紀元前500年から紀元後130年までの時代を扱うと、どのように「紀元」が考えられているかが問題になるかもしれない。英語のBCE (Before Common Era) とCE (Common Era) という用語が、従来のBC (Before Christ) とAD (Anno Domini : in the year of the Lord)

に代って、使われるようになってきている。使い方は同じである。

紀年法では、前0年、後0年は想定されていない。紀元前第1年が終われば、紀元後第1年が始まる。1年が終われば、その第X年が完成する。

<0.2> 論述の基本姿勢

法制史に関するこれまでの一連の紀要論文は筆者（児島）の専門外の歴史・地域を扱っている。論述に際して気をつけているのは次の点である。1）それぞれの分野の研究成果を正しく理解すること、2）異なる分野の成果を統合的に理解すること、3）そのために必要であれば、歴史の理解の仕方をかえること。これらの3点のそれぞれで合格点を出すのは、かなり難しい。統合的に理解するために、専門分野の研究者と意見を異にすることもあり、この点では、私が史実を誤解していないことを願う。

古代中期（紀元前500年～紀元後130年）の約630年間に、現代人が常識としている家族、国家、貨幣、法、官僚組織（人脈の活用法）などの基本が組み立てられた。現代社会の基本・祖型（歴史的に単純な形態）は、この時代に多く見いだされる。時には、この時代から人類は「進歩」していないと思えるほどに。

なお、70年（ほぼ人の一生）の9倍＝630年で時代を区切っている理由はいろいろある。1960年代に誕生した分子進化学がアミノ酸の変化速度は時間に比例していると考えたように（斎藤2021、p.34）、人間社会の歴史的变化もある程度、時間に比例すると考えられる。従来の歴史学の用語は利用するが、古代や中世、あるいは、奴隷制社会や封建制などの時代や社会体制概念の内容には、あまりこだわらない。

ただし、若干の限定は必要である。井上2021（p.6）は同時進行したユーラシア大陸規模の出

来事の背景にシルクロード交易の盛衰を見る。シルクロードに限らず、人々に何らかの交流がある場合は連動する。しかし、サハラ砂漠以南のアフリカのようにやや外れる場合もあるであろう。各地で同じ歴史・進化が生じるのではないことは、哺乳類がすべて人間になるわけではないし、生物の頂点に人間がいるのでもないと同様である。勝利し、生き残った社会関係や人間集団が「進化」の結果、優秀であったとか、正しいものであった、ということではないのも、中立進化論が説くのと同様である。

しかし、だからといって、人間に歴史がないとは考えない。現代の民主的社會を「選択」したから、現代があるとは、考えない。それまでの数千、数万年の人類の社会的記憶・経験・問題解決が積み重なっていると考える。それが歴史である。

<0.3> 歴史を学ぶ理由：考える素材の提供

田尻2011（p.102）によると、荻生徂徠（1666-1728）は今を相対化するために、歴史を学ぶことを重視した。「学問は歴史に極まり候事に候」（『徂徠先生答問書』）。同様に、ドイツの文豪ゲーテも、外国語を学ばなければ、自国語の意味もわからないと言う。他者を知らなければ、自分を理解することができない。自分が帰属する社会（自国・現代社会）しか知らない社会科学は社会を研究したことにはならない³⁾。

佐藤2018は日本の裁判員制度との関連で、アテネ（アテナイ）の司法制度を大学生に比較させている。前4世紀のアテネには司法に詳しい専門家もいたが、原則は素人主義（アマチュアリズム）であった。佐藤は問いかける。「古典期のアテナイ市民は、司法判断を下すことに対する心構えがそうとうできていたとみてまちがいはない」（p.20）が、現状の日本ではどうか、と。アテネと日本の裁判員制度の良し悪しと

いった評価ではなく、違いを学ぶことで、日本の将来を考える素材が提供されている。

歴史学の一つの存在理由は考える素材の提供である。社会の仕組みが違くと、違った行動様式や感情が生まれる。自分が生きている社会とは違うので学ぶ必要はない、のではなく、違う社会があることを知ることで、現状を変える可能性が考えられるようになる。人間の社会は、千差万別と言ってもいいほどに違出し、流動的である。しかし、人間はしばしば社会生活とその思想を固定したがる。その認識論的束縛（固執、固定観念）からの自由が、考える素材の研究で可能になる。

<1.0>古代中期(前500～後130)の理解

古代中期には、大きな変化の時代にふさわしく、百家争鳴的状况が生じた。複雑な事象を解決するため、さまざまな問題を帰納法的・現場主義的に解決していきながら、それをまとめようとする作業に従事し始めた時代である。整理の基準が欲しくなり、形式的分類が始まった。

<1.1>翻訳の困難さ

現代も世界中にさまざまな言葉があり、その言葉が意味するものが若干、異なる。自然科学系では、意味の相違する言葉があれば、自然に尋ねて、どの意味で使っているのかを確定することができる。しかし、人間のことになると、ほとんどコミュニケーションが不可能に近いほど、異なる理解に至る。歴史は各地の過去の言葉を現代の自国の言葉に翻訳する。翻訳に失敗することも多い。

ロイド2009 (p.2) も、特定の言葉の概念的枠組みの違いに注意している。ロイドによると、いくつかの古代の概念は翻訳不可能であって、字訳・直訳で満足している、と。しかし、

間違っている「翻訳」は必要である。現代人の理解の仕方は古代人の理解と同じにはなれない。翻訳の場合、この限界を知った上で、自分がわかる言葉に直す。

<1.2>理解と真理

当時の人が考える世界（世界観）を、現代人が「それは間違いだ」とは言えない。この点、自然を対象にする科学とは異なる。人間以外の世界（自然界）との人間の交流の仕方の優劣を争う自然科学は、古代人の発想法より現代人の理解の仕方のほうが正しいとは言えるであろう。しかし、現代の社会科学や人文科学が古代人の構想の仕方を間違いだとは言えない。古代人の発想法が異なっている、とは言えても、自分が正しくて、相手が間違いであるとは言えない。それは、雑草はいらないので除草剤をまこう、と言っている程度の話であるが、雑草にとっては、人間こそが迷惑千万な生物である。正誤の問題ではない。

現状、自分が見たい概念構成や世界観で、その時代を分析するのが科学であると思込んでいる場合が多い。しかし、相手（歴史上の相手や外交交渉の相手）が信じ、行動している全体像を理解した上で、自分の思考体系にそれをどう位置づけるかが重要である。

<1.3>古代インドの分類手法：ダルマ、アルタ、カーマ

「全体像」から分類が始まる。分類するさいに、人は言葉を利用する。例えば、インドではダルマ（法）、アルタ（実利）、カーマ（享楽）が人間の三大目的であると考えられた。人間の目的（行動動機？）というものが分類基準にされて、それを極めると、3つに分類される、という発想法である。

カーマ（梵、kama）はリグ・ヴェーダで宇

宙創造の原動力と理解されていた。一般的な欲望、人生の喜び、美の渴望など、人が求めたいもの全般を意味していたが、しだいに、愛欲の神に限定されていき、時間の経過とともに、言葉の特殊化の運命をたどった。

マウリヤ朝の創始者チャンドラグプタ（在位前316～前293ころ）の宰相であるカウティリヤが『実利論』を残している。『マヌ法典』編纂と同じころに、カウティリヤを慕う後世の思想家が彼の言葉を編纂した書物である。カウティリヤは当時の様々な分類法を検討したのち、学問を4種に分類した（カウティリヤ（上）1984、pp.27-28）。その4種の学問で、法＝ダルマと実利＝アルタを知ることができる。1）哲学はサーンキヤ、ヨーガ、ローカーヤタで構成され、2）ヴェーダ学でダルマ（法、善）とアダルマ（非法、悪）を、3）ヴァールツター（経済学）で実利（アルタ）と実利に反することを、4）ダンダニーティ（政治学）で正しい政策と悪しき政策を、知る。この分類でいくと、現代語に翻訳する際、ヴェーダ学は法学と言ってもいいのかもしれない。

『実利論』は、現代の経済学と異なり、行政組織、司法、外交、軍事等を扱う。実利は貨幣や商業ではなく、主に土地の獲得と守護を目的とする国家の政策に関係した。全体構造（全体の関係性）が異なるので、分類基準も異なる。『実利論』15巻の題を列挙すると、修養、長官の活動、司法規定、刺の除去、秘密の行動、輪^{マン}陀（外交政策序論）、六計（外交政策本論）、災禍、出征する王の行動、戦闘、共同体に対する政策、弱小の王の行動、城砦の攻略法、秘法、学術書の方法となる。

<1.4>古代インドの法思想：『マヌ法典』の位置付け

『マヌ法典』が編纂されたのは紀元前2世紀

～後2世紀頃であると見られている。『マヌ法典』（Mānava-DharmaśāstraまたはManu-smṛti）はダルマシャーストラ（ダルマに関する教え）である。ダルマは漢訳仏典では「法」と訳されているので、マヌ法典と訳されているが、現代の法律とは異なり、仏典の意味での法典である。ダルマシャーストラは幼児期から老年期までの人々の行為規範書である。

渡瀬信之2013（p.500）によると、前6世紀頃～前2世紀はダルマーストラの時代であった。祭式学、法典、天文学などを記した文献が総称してスートラ（綱要書）と呼ばれた。スートラの内容からすると、「経典」をイメージしてもいいかもしれない。ダルマーストラは祭式を執行するバラモン男子の振る舞いや人生の送り方を整理したものである。仏教では、釈迦から直接聞いた教え・説法がスートラと呼ばれる。

渡瀬2007（p.88）は「伝統的社会秩序をいかに保持するかについて、王の役割を提示することがダルマーストラの根本的課題であった」という。これで、ヴァルナ体制の基本理念が決まり、バラモン、クシャトリア、ヴァイシヤ、シュードラの4ヴァルナが社会秩序の中に位置付けられた。王が裁判を行い、その裁判の規則が定められた。バラモンは司祭官である他、大臣や裁判官として、国家官僚の地位に就いた。ダルマーストラの時代は、まだ法規定が少なく、強姦、姦通、誹謗、傷害、窃盗が異なるヴァルナの間で発生した事件を中心に刑罰が規定されていた（山崎利男2007、p.189）。

前2世紀頃から紀元後5～6世紀はスメリティの時代である。スメリティは記憶という意味で、ウパニシャッドのような天啓の書と異なり、人々の記憶にある出産、結婚、葬送などの慣習が文献に残された。スメリティの時代に作られたのが『マヌ法典』である。役割が祭式で

保証されただけのダルマストラと異なり、『マヌ法典』では、第1章で世界創造を語ることで、慣習を社会的役割・職務（カルマ）に固定して理解するようになった（渡瀬2007、pp.88-89）。第2章ダルマの源では、幼児期、学生、修行、第3～5章家長の生き方では結婚、供養、祖霊祭、生計、食べ物、第6章で老後の生き方、第7～9章王の生き方で司法が説かれ、第10～11章で雑種身分、窮迫時の生活、贖罪、そして、終章である第12章で行為の帰結、輪廻・転生、ダルマの確定が説明される。

『マヌ法典』の時代には、国家規模での統治に必要な思想が提示された。ダルマが行動規範を決め、造物主（その代理としての王）に従うことが要請された。山崎利男2007（p.189）は全体の4分の1にすぎない王のダルマとして、『マヌ法典』の第8～9章の法規定の内容を紹介している。法規定は18項目にわかれ、債務の不払い、寄託、非所有者の売却、合同事業、贈与物の不譲渡、賃金の不払い、協約の不履行、売買の解除、家畜所有者と牧人の紛争、境界の紛争、誹謗、傷害、窃盗、強奪、姦淫、夫婦の生き方、財産の分割、賭博が規定された（山崎利男2007、p.190）。

『マヌ法典』では、現代の法と似た位置にある民事・刑事の社会規範は、王が是認するものであることが確認されている。王を中心に国が作られ、王に帰属意識を持つ人たちが国民であった時代である。

祭式の時代（ダルマストラの時代）、法典の時代（スムルティの時代）、注釈書の時代（7・8世紀～11世紀）を経て、インドでは、12世紀以降のダルマニバンダの時代に、司法部分が分離・独立して、編纂されるようになった。ニバンダは権利書・注釈書・綱要書のような意味である。その意味で、12世紀にインドでは法学が分離された。

<2.0>古代中期の思想

古代中期は、20世紀のドイツの哲学者ヤスパース2005（p.35）のいう「枢軸時代」と重なる。ヤスパースは前800～前200年頃の思想的变化を重視する。そこで、ペルシアのゾロアスター教、パレスチナのユダヤ教、ギリシアの哲学、中国の諸子百家等が想定されているようである。知の沸騰の時代は人間関係の激しい変化が生じた時代でもある。

この時代は氏族制が基本的には解体され、国家という、王を中心とした領域社会が生まれると同時に、その社会体制を維持するため、国家官僚や法制度が整備された時代でもある。経済史的には、王を中心とした財政制度、そのための貨幣制度が整い始めた時代である。

<2.1>言霊から礼へ（国家の統治原理）

古代中期にみられた哲学の営みは、最終的に、言霊的^{ことだま}発想法を否定する。ただし、その形式は残り、易経^{えいきよう}のような形式的・数学的思想体系も生まれた。

日本には、古来、言霊信仰があったと言われる。言葉を発するとその力が現実を作り上げる。未開社会では、言語に霊的な力があると信ずる傾向があり、それを古代日本人は「かみこと（神言・神語）」（日本書紀、万葉集）として、あがめた。善いことばを用いると吉事が生まれ、不吉なことば使うと凶事が生じる。この言霊信仰が祝詞^{しゅくし}や呪詩^{じゆし}を作り上げた。未開社会で普通に見られる言霊信仰は、おそらく、古代初期（前6世紀以前）でも一般的であったであろう。その一例として、『詩経』を引用する（小南2012、p.21）。

民衆達が安定しないのは 強盗たちが悪事をなすからだ（民之未戾 職盜為寇）

これではダメだと言ったところ かえって悪罵を受けた（涼曰不可 覆背善詈）

自分の責任ではないと弁解したって もうおまえの歌を作っているのだ（雖曰匪予 既作爾歌）

『詩経』の言葉は言霊への信仰があった社会と理解すると納得できる。同様に、古代のアニミズム（animism）の世界では、すべてのものに靈魂が備わっていると考える。その語源となったラテン語のアニマ（anima）は靈魂や生命などの意味がある。古代中期に呪術的思想は否定され始めた。孔子は怪力乱神（言霊信仰やアニミズムと同種の意識）を語らないで、礼を重んじた。

呪術で有名なのが巫蠱の乱である。前漢武帝（在位前141～前87）の治世末期の内乱である。巫蠱は木の人形などを地中に埋めて呪詛を行う呪術である。武帝が病気にかかったとき、巫蠱で武帝を呪詛した容疑で丞弔（総理大臣）らが処刑された。寵臣の江充が武帝の長男・戾太子（劉拠：前128～前91）にも嫌疑を向けたが、逆襲された。しかし、戾太子は丞相（中山靖王劉勝の子）に敗れ、自殺したという事件である。

さらに、呪術に似た讖緯思想が前漢末に出現し、王莽時代に開花し、後漢時代にさかんになり、南北朝時代まで信奉された。讖は予言を意味し、緯は儒教の経書に対して、それを補足・解説するという意味で緯書をさす。漢を復興した光武帝は讖緯思想の信奉者であった。先史時代の精神が復活したと理解できなくもない。もしかしたら孔子を人間としてではなく、神として祭り上げるほどに、権威を神格化・正当化して、諸子百家の争いをやめ、武力によらない統治手法が求められたのかもしれない。

人間の争いを止める手法には武力以外にも、さまざまあるが、何らかの「力」に服すること

が必要である。自由な言論と同じく、予言や呪いはその一つとして求められた。

<2.2>神の儀式（国家の統治原理）：主権者と民衆の関係

古代中期には、神の儀式が領域統合の象徴として重要性を増した。

氏族より一定の居住域（都市）への帰属意識が強くなると、神殿が重視されるようになった。神殿毎に祀っているものが異なるが、社の神（領域内の統合の象徴）を祀るのが基本である。その結果、広域の国家から見ると多神教と表現しても間違いとは言えない状況になる。しかし、この多神教がのちに一神教に進化する訳ではない。その意味で多神教という用語は歴史学の学術用語として不適切である。多神教ではなく、社の神である。社稷のような、儀式の時代と言ってもいいかもしれない。

<3.0>命令と服属による法の誕生

法は倫理にこだわらない。長谷部2014（p.7）が説くように、法は人類の多様性を否定して、特定の主義・主張だけを残す。歴史上、法はそのような機能を果たした。サイド2021が望むような多様性を求める現代社会には、「法」は不都合な社会制度である。

<3.1>首長制国家

人間関係の調整のため調停や呪術が氏族制の中で機能したであろう。しかし、村や都市のような領域的共同体が生まれると、調停や呪術とは異なる、それらの上位規範としての倫理が必要となった。都市への集住で、先史時代に一般的であったと推測される血縁的氏族と、古代初期・中期に生まれてくる地縁的共同体（邑、國、邦）の両方の力が拮抗している社会では、

首長制 (chiefdom) と呼ぶべき制度が存在したかもしれない。

首長制は中国史の邑やエジプトのセパタのような、数千人から、多くても数万人までの人々がまとまって暮らす居住地での暮らしを成り立たせる組織から始まるであろう。氏族の絆を棄てたわけではないが、共同体（都市）に帰属意識を持つ人々によって、生活が営まれる世界である。

首長は平民に地域社会の統率者として認められる。首長は王と呼ばれることもある。民に認められる点で、首長制は民主制である。民主制は古代ギリシアにのみあったものではない。首長制は都市国家レベルの社会で見られる可能性が高い制度である。

首長制の意味を理解するため、ここでは佐久間2013が研究した、現代の民族誌から、一例を挙げておく。古代社会を見る際に、参考にできるであろう。

彼は西アフリカのニジェール共和国を題材とし、その首都ニアメの北西に位置するニジェール川沿いのガーロコイレという村を研究対象とした。ローマのパトリキに似て、首長位継承権を排他的に有する親族集団があった（佐久間2013、p.25）。この社会には首長・平民・奴隷という身分秩序が存在した。首長一族はソングアイ語を母語として、クルティという民族を自称した。彼らはフルベという別の民族であったが、この地に移住してソングアイ化した集団で、財の略奪と奴隷の獲得を目的とした遠征を行っていた者達の末裔であるという伝承があった。

ソングアイ語で貴族はボロチン、奴隷はバンニヤと呼ばれた。ボロチンの中に、首長権力を独占する者と、そこから排除される平民がいた。バンニヤには、交易奴隷（売買の対象）と家内奴隷がいた。佐久間2013 (P.56) は、ボロチンとバンニヤというエミックな (emic: 土

地の人の理解通りの) 範疇の背後に、1) 軍事的権力を独占する首長とその一族、2) 平民と家内奴隷からなる臣民、3) 交易奴隷、というエティックな (etic: 観察者の理解を通した) 階級が存在した、と理解した。当事者の意識と観察者の意識が異なる。

自由人と異なり、奴隷には祖先がない。主人以外に帰属するものを失った人たちを、奴隷という。「奴隷とは、戦争、誘拐、売買などをつうじて自由民としての権利を失った際に、祖先とのつながりを断たれた存在である」（佐久間2013、p.119）。

なお、佐久間2013 (p.103) によると、ソングアイ系社会の個人名は〈自身の名+父親の名〉でつけられる。現代のモンゴルやチベット・ビルマ語族の「父子連名制」に似ている。

<3.2>法と自然

ギリシア哲学の話題の一つとして、ピュシス (physis: 自然、事物の本性、あるがまま) とノモス (nomos: 人為・法律・慣習) の二項対立がある。自然の知識を意味するギリシア語のピュシケー (phusikē) は現代のphysics (物理学) の語源となった。人間の思いが通じないピュシスをロゴス (知・理性) で解明する。

アリストテレスは『政治学』で言う。奴隷はピュシス (自然) によって奴隷である、と。彼は捕虜など、法に基づいた奴隷の存在も認めてはいるが、奴隷であることが自然である奴隷を中心論点に置く。彼らは魂と身体が理知を持つ自由人から隔たっていて、肉体しか使用できない人であり、自然によって奴隷である (神崎訳、pp.32-33: 牛田訳、p.18)。これはブルー・カラーは奴隷としてホワイト・カラーに仕えることで幸福になれると言っているようなものである。16世紀にスペイン人はアリストテレスの

この発想法でインディオ奴隷制を正当化し、黒人奴隷制も同様に理解された。

人間関係の一部にまで、ピュシスを忍び込ませることによって、アリストテレス達、古代ギリシアの思想家は自分が帰属する社会を正当化した。ハラリ2016上 (p.187) は主張する。「生物学的作用は可能にし、文化は禁じる」というのが、「有用な経験則」である、と。奴隷の存在は人間が決めたことではなく、自然によって決まっていると言えば、主人側の人には納得する。これがハラリの言う「文化」である。生物学的には、人間の奴隷化も賃金労働者化も、あるいは、人々の中の支配・隷属や協力・敵対も、何でも可能である。人間の生物的特性を無視して、文化的狭隘さと帰属意識で社会を作り上げようとするところに、無理が生まれて、暴力が始まる。法の一つの側面である。

<3.3>実定法の成立

佐々木2021 (p.226) によると、古代ローマ人が法を発明したと論じられる場合、その意味は、紛争の政治的解決が、裁判を通じた法の適用という形をとる点にあるという。法 (ivs) は現代の国際法のように、強制執行機関がない場合も、法と表現されることもある。しかし、武力行使 (vis) を背景に法を実現するのは、佐々木2021によると、アウグストゥス (初代ローマ皇帝：前27～後14) が創設した新たな裁判機構であったという。アウグストゥス時代に現代と同じ強制力を発揮する法が整備されたと理解できるのかもしれない。

<3.3.1>道徳的な複数の正しさ。

ギリシアではソフィストのプロタゴラス (前490年ころ～前420年ころ) 達が舌先三寸の論者であると理解されてしまう時代に、ソクラテス (前469年頃～前399年) が現れた。前5世紀後

半頃に、複数の正しさを争う時代が始まったと考えられる。

70歳のソクラテスはアテネの政争に巻き込まれて、裁判で死刑判決を受け、毒ニンジン飲んで、死んだ。前399年の春、処刑が決まって、ひと月ほどのことであった。ソクラテスの事件は政権・派閥交代程度の話である。法の本質の一つの側面は派閥である。一部の思想信条を持つ者だけが利益を得る。複数の行動規範があるとき、それぞれに棲み分けるのではなく、一つにまとめないと気が済まない、ある種の異常心理が「領域」(共同体)に生まれる。

中国では、孔子の時代、あるいは、彼に対抗する墨子 (前470年～紀元前390年頃?) が現れた時代以降、複数の道徳律をまとめる力をもった者として、まるで天が主権者であると想定されているかのような時代が始まる。天の周りで、諸子百家が正しさを争う。孔子が生まれた頃、ちょうど鉄製農具も普及し、諸侯の対立をまとめて、一つの帝国を作る時代が始まった。古代中期に法が確立する。

墨子一派は工学的技術力で力を誇示して、非攻による平和 (兼愛・交利) を維持しようとした。墨子の現代的評価の一つに、その功利主義的思想がある (シンガー2018, p.1)。功利主義はベンサム「最大多数の最大幸福」で有名であるが、墨子は「多数」を判断基準にはしていない。墨子の兼愛思想は反戦の立場で昭和史を描いたジャーナリスト半藤一利2011 (p.177) も、「治国平天下、ヒューマニズム (兼愛) によって平和を維持して、人々を安穏幸福たらしめよう、それこそが人間のなすべきところ、と墨子はひたすら奮闘努力しつづけたのである」と評価する。墨子は、中国思想史上で、人権の基礎にある思想の一つを体系化したと評価できるかもしれない。

墨子の兼愛を孟子は非難した。家族、親子の愛こそが大事であると。孟子が理想とする社会意識は、「民がもっとも貴く、社稷（国家）がこれに次ぎ、君主は軽いものだ」（鶴間2004、p.69）、であった。民を重視する思想を民主主義と表現すれば、孟子がたたえる中国は民主国家であった。ただし、孟子の場合、法は国ではなく社稷の規範である。

墨子は諸侯の戦争を否定する。1人を殺しても殺人罪であれば、義戦と美化して侵略を正当化し多数を殺すのは殺人罪として罪が重いと断言する（浅野1998、pp.62-63）。墨子は非攻（侵略戦争の否定）を次のように説明する。他人の果樹園に入って桃や李を盗むのを非難する理由は、他人の利を欠いて、自分の利とするからである。利を奪う度合いが甚だしいほどより不正義となる、と。

墨子の集団は兼愛を実現しようとして、軍事技術の開発にも力を注いだ。軍事侵略はしない（非攻）が、侵略してくる者とは戦ってでも、排除する。墨子の集団はいわば専守防衛、難攻不落の城を建設しようとした。兼愛（人類愛）を説く墨子は人間の行動に夢を描かなかった。最高の軍力で負けないことを目指した。宮城谷2009（p.122）いう。「私は墨子を物理学者であるとおもっている」。軍事力だけでなく、モリス2014（p.304）によると、墨子は戦争を避けるために外交を行い、草履が擦り切れるまで歩いた。非攻には、交渉術＝外交も重要であった。

墨家集団の鉅子（首領）の孟勝は陽城君の城を守ったが、楚の大軍に囲まれ、前381年、弟子180人とともに集団自決を選んだ。絶対に負けないはずの墨子一派が負けてしまった（末永2018、p.7）。以後、清の時代まで、墨子は歴史の表舞台から消えた。

『墨子』では、善と悪の区別の基準は天の意

思に合致するか否かという点におかれる（神塚2020、p.131）。善悪の基準が天にあった。天は意思を持っている。意思のない自然とは異なる。自然界の異常現象を天と結びつけて考えるものは、災異思想と呼ばれる。君主が天の意志に反する行為をしたら、天のお叱り（譴告）を受けると考えた。この災異思想は前漢の董仲舒（?～前104）が継承した。自然界それ自体には意思はないのかもしれないが、天が自然に命じて、その威力を示す。

<3.3.2>法を制定する「主権者」

近代国家の主権（sovereignty）概念は、通常、16世紀のフランスの思想家ジャン＝ボダンが構想したと言われる。彼は主権を「国家の絶対的かつ永久の権力」と定義した。主権は立法権、宣戦講和の権利、裁判権、官吏任命・罷免権、課税権、貨幣鑄造・発行権などで構成される。ボダンの時代には、恩赦権や臣民に対して忠誠を要求する権利も含まれていて、ボダンの発想法はそれ以前の封建諸侯に対して、国王の絶対的支配を確立するために構想された（島田編2011、p.81）。

主権者は一人では主権を維持できない。官僚が必要である。秦や前漢では丞相（大司徒）、太尉（大司馬）、御史大夫（大司空）の3官が三公と呼ばれた。その下に、いわば国家官僚がその地位に従って、上意下達形式で配置される。司徒は人民の戸籍、教育、厚生を扱う。司馬は官僚機構や祭祀を整備する他、軍事を指揮する。司空は築城・水利などの建築事業を司り、いわば経済政策を実行する。

<3.3.3>威に服する奴隷制の始まり

社会秩序を作るため、古代中期には、身分制の初期的な形が活用された。基本は奴隷制である。ただし、「奴隷」という言葉ほど、19世紀

に作られた近代歴史学の負の遺産はないと言ってもいいほど、無数の奴隷の形がある。

殷の時代では、戦争捕虜は供犠の対象として神に捧げられるか、奴隷となった。捕虜を奴隷として生かしておく場合、劓刑（鼻の切り落とし）、刖刑（片足切断）、宮刑（男性生殖器切除）、あるいは、入れ墨などの体罰的な処方でその心を砕いて、労働に従事させた。もしかしたら、奴隷化が罰概念を人間に教え、奴隷制とともに刑罰が始まったのかもしれない。

中国史の奴隷は犯罪者として位置付けられがちであるが、他の地域と同様に、官僚的な奴隷もあった。松丸2003 (p.140) によると、官僚として、臣正や王臣などと表現される、宮殿に直接仕える官の他に、殷の時代に武官や史官がいた。臣は元来、奴隷身分と意識され、王や貴族の宮殿で王族に仕えた。臣は主人の威に全面的に服している人であるため、主人に信頼された。

威に服することが、古代の支配・隷属の一つの形になる。王の周りにいる臣（奴隷）は主人に忠実なので、中国だけでなく、イスラーム圏のマムルークや中世ドイツのミニステリアーレンのように、世界各地で、行政を担うほど強力になることがある。

『春秋左氏伝』昭公（在位前542～前510年）7年では、身分秩序が「臣」で表現された。例えば、王は公を臣とする。この身分秩序は、王から始まり、公・大夫・士・阜・輿・隸・僚・僕・臺まで臣でつながった。臣は下が上に事へる状態を表現する（竹内2003、p.206）。臣のような奴隷制は、上意下達の身分制という意味で、威服制とでも表現したほうがいいかもしれない。

農耕や家事に従事する奴隷制もある。ローマの奴隷制がこれである。供犠として人を神に捧げることをやめれば、その捕虜は命を救われて

奴隷になる。古代ローマのservus（奴隷）は司令官が捕虜を売って、その命を助けた（servare）者という解釈がある。

<3.3.4> 氏族制的奴隷制@彝族

現在、雲南省を中心に中国南西部に暮す人口1000万人ほどの彝族（夷族）は、内部では外婚制であるが、外部との結婚は禁じられている内婚制集団である。西欧ではベルギーのように人口1000万人ほどでも国家を形成するが、中国では、彝族は中国人口の1%ほどでしかない少数民族として分類される。彝族の自称は口口人である。彼らは父子連名制で名前をつける、チベット・ビルマ語系の民族である。彝族の現代の婚姻慣習に関しては、高橋2019が詳しい。

現状、彝族の中で、支配的集団は黒彝と呼ばれ、彝族人口の数%にすぎない。残りは白彝である。白彝は黒彝に奴隷のように仕える（威服制）。白彝の中に、3段階の区別がある。中世の用語で表現すれば、白彝は自営農、小作農、労働者（奴隷）の身分に分かれた。自作農の曲ノノ諾は家も土地も、そして奴隷である呷西も保有するが、黒彝に貢納、労働、戦闘で奉仕する。黒彝は呷西の数が不足すると、漢人を襲って、拉致し、奴隷として確保した。松丸2003 (p.144) は、殷でも、同様な奴隷制が展開していたと推測している。

<4> 法の境界線

祭祀を通じて、ある邦への帰属意識を持てるようになると、国（帝国・国家）から邦・県・郡（地方自治体）を統治する手法が求められるようになる。帰属意識を強制できると考えられる領域が古代中期に生まれた。内地での法と外地での支配（統治）である。

<4.1>法の適用範囲はどこまで

古代中期に法が整備された。国内（内地・内服）では法が適用され、国外（外地・外服）には統治者が派遣されるが、法はその地域の法が適用できる地域として、区別された。野蛮な世界を征服する際に、ローマでは贈与交換の拠点となっていた神殿に蓄えられた財を戦利品として奪取して、各地の勢力の根（帰属意識）を断ち切った。

<4.2>家族は法の外か

歴史上、いろいろな家族形態を見ることができ、その家族のあり方がその他の社会構成に大きな影響を与えることも、よく知られている。例えば、トッド2016上（p.17）は、社会主義国家は共同体家族から生まれたと結論した。共産主義革命で生まれたロシアや中国などでは共同体家族という特殊な人類学的形態の存在を確認でき、父親とその既婚の息子たちを連合させた世帯であったという。

子の養育の場を養育団（子育てのために組織されている団体）と表現しておく。氏族は養育団であるし、家族も自立すれば養育団である。氏族ではなく、家族だけが養育団になった場合、世帯という言葉を利用する。養育団には国家の法は適用されない。ここは、法が適用されることがない神聖な領域、アジール（asyle）である。

アジールはギリシア語のasylon（不可侵）に由来する。アジールの制度は人類最古の法領域であるとも言われ、犯罪者であろうと奴隷であろうと、そこに逃げ込めば、法の適用を免れる。ただし、法が養育団をアジールとするのは、もう少し後の時代かもしれない。

<5>領域国家から帝国へ

領域国家の中心に社がある。社は神殿、聖所などとも表現される。地域の伝統の違いを無視すると、どれも1) 神を祀る場（社、^{やしろ}神殿）があり、2) そこで祀られる神は祖先神ではなくなり、3) 土地の長が祭祀の主催者となる、といった共通性が見いだせる。古代中期にその領域国家をこえた地域に、西洋では帝国、中国では中華や天下と呼ばれる文明圏が生まれた。

以下、中国、西アジア、欧州に関して、古代中期を第1期（前500～前291年）、第2期（前290～前81年）、第3期（前80～後130年）にわけて、見てみよう。この場合の各「期」は形式的に210年（70×3）でまとめている。

<5.1>中国

中国では前8世紀に鉄器の利用が始まり、鉄の犁を利用した牛耕が前6世紀に開始した（平勢2003, p.244）。古代中期は鉄器の時代である。中国の法がいつ始まったかは、諸説ある。一例をあげると、前543年に鄭国の宰相となった子産が、前536年に、刑法を銘文として鑄込んだ鼎を作らせた。「参辟（3つの掟）」という刑書である。

<5.1.1>第1期（前500～前291年）：戦国時代

中国では威令が伝わる範囲（内地と外地）に邦を作った。戦国時代（前403～前221年）には社稷で神を祀る儀式を中心として、邦が形成された。帝王の直轄地（王畿）の内側（内服）では、その邦の法律・戸籍・官僚制・税制が適用されるようになった。王によって職階や身分が決められた人たちが王に服従した。「服」して何かを行う範囲の内と外があった。邦の内側と外側が確立した時代が戦国時代である。

春秋時代には王には、軍事権（軍隊の指揮

権)と祭祀権(国家祭祀を執行する権限)しかなかったが、戦国時代には邦の長として、人民に対する統治権(主権)が与えられた。

他国の統治の手法として郡県制が採用された。郡県制の郡は春秋末期に晋国ではじめて出現した行政区であった。渡辺2019(p.68)によると、秦は前311年、属領化していた蜀に郡を設置し、直轄領とした。蜀がひとつの独立国として終わった。この時、秦でも郡県制が導入され、後に郡の下に県も分置するようになり、郡県の二級制による地方組織が形成された。

落合2020(p.257)によると、県は原義が懸であるという。敵の首を木に懸ける、という意味である。郡は君と^{おおざと}で構成される。^はは本来、邑という意味であるので、地縁組織がイメージされる。君は『字通』によると、「巫祝長、のち里君とよばれるような、村落の統治者」であった。郡は君主がいる土地である。

戦国時代の魏の文侯(在位前446～前397)の下で、李悝(前455?～前395)が諸国の法を編集して、『法経六篇』が作成されたと言われる。石岡他2012(p.10)によると、6篇は財産と人命・身体に対する侵害の罪を定めた^{とうほう}盗法、^{ぞくほう}賊法、被疑者の逮捕・勾留などの刑事手続きに関する^{しゅうほう}囚法、^{ほほう}捕法、雑多な犯罪を定める雑法、科刑上の諸原則を定めた総則というべき具法の6篇で構成されていた。体系的刑罰法典がはじまる。

渡辺2019(p.62)は戸籍の成立をもって、中国での国家の形成と見なしている。秦では、前379年に、戸籍制度が施行された。中原諸国では、県制の施行とともに、戸籍制度がはじまっていた。おそらく氏族は行政的に解体され、県に吸収された。

西方の秦は当初あまり力のない国であったが、前359年に「商鞅の変法」が行われた頃か

ら、国力が充実した。魏で法家の学を学んだ商鞅(?～前338)は秦の孝公(在位前361～前338)に仕えて、変法によって、秦の富国強兵を実現した。

秦では、前361年に孝公が即位する前に、殉死の禁止や伍による戸籍(5戸の連帯責任制)等が始まっていた。商鞅は前359年と前350年の2度、改革を実施した。この改革が商鞅の変法と呼ばれる(平勢2003、p.298:太田2003、pp.334-336:司馬遷2010、pp.126-136)。詳細は省くが、人民を戸として世帯に分け、これを軍事編成と農耕の基本単位とした。内部告発を奨励し、家屋を分けた。軍功のある者には、功に応じて爵を与え、ないものは族籍を剝奪した。序列に応じて、農地や邸宅を占有させ、^{しん}臣・^{しやう}妾と呼ばれた奴隷や衣服も与えられた。郡県制を導入し、官僚を郡守と県令に任命した。商鞅はのちに、貴族の^{ざんげん}讒言で反逆罪に問われ、^{くるまぎき}車裂の刑に処され、族滅を受けた。しかし、商鞅の法は受け継がれた。

商鞅を代表とする法家の改革が行われた頃、諸侯国では、長城の建設が行われた。各国が長城を建設する形で、国境が生まれた。秦がのちに中国を統一すると、中国内陸部にあった各国の長城のうち北方騎馬民族への対抗に必要な長城が改築・新築で結びつけられ、万里の長城となった

<5.1.2>第2期(前290～前81年):秦の統一と漢の継承

秦は前256年に東周を滅ぼし、前247年に秦王として政(または正)が即位した。政がのちの始皇帝(在位前221～前210)である。秦王政の姓は嬴、氏は趙である。姓氏の「姓は女系の組織、氏は男系の一族」(『字通』)という説もある。古代の中国では、姓は同一の祖先に出自し、同一の祖神を信奉する血縁集団を指す。

始皇帝の父・子楚（^{しそ}莊襄王）は若い頃、人質として趙の国で生活していた。趙の都・邯鄲（^{かんたん}）で始皇帝は生まれた。邯鄲は秦の都・咸陽から東北東に700kmほど離れた土地である。太公望によって築かれた齊の都・臨淄は邯鄲から400km近く東に行った所にある。黄河中流域から東の華北平原を中心として中国史が動いていた。

中国史では「封禪祭天」という言葉がある。帝王が天に即位を報告・感謝する儀式である。山東省の泰山で行った国家的祭典を封禪という。この儀式で「権威」とそれを認めた「仲間」への帰属意識が作られていく。この帰属意識は武力で守られ、祭典に参加しない者は他者として、軍事報復を受ける可能性を持った。始皇帝も漢の武帝も封禪を行った。

「稷下の学」という言葉がある。ギリシアのアカデミーに似た場所である。齊の宣王（在位前319～前301年）の時代、齊の都である臨淄（^{りんし}）の稷門付近に、学者の邸宅が配置され、ここが学術の中心となった。

稷下の学の祭酒（^{じゅんし}学長）を経験した荀子は人為的規範（礼）で欲を抑制し、善へ導こうとした。人は性悪で、本性のままに生活すると、利益争奪戦になる。荀子は聖人が各人の分を設けて、これを統制する規範を作り、王者がその権威で教え、民がそれに忠実であることで、善が実現すると説いた。その規範を荀子は礼という。その弟子の李斯は秦の宰相となった。

韓非子（^{かんびし}？～前234/233年）は礼を法（罰則）としてまとめて、法による統治を目指した。韓非は「五蠹」を指摘する。蠹はキクイムシ（木蠹虫）のことで、五蠹は主君を害する5つの毒虫（悪い人間）を意味した。①法を疑う学者、②言談者（昔ばかりほめる者）、③禁令を犯す帯剣者、④君主の側近、⑤商工の民、の5つを指す。五蠹の代わりに真面目な士を用いよと、

韓非は主張する。君側の奸の排除を力説した韓非も荀子に師事した。

韓非は、聖人の政治の道には「利威名」が必要であると説いた（『韓非子』下、「詭使」p.240）。民心を得るための利、命令のための威、納得するための名である。しかし、現実には逆に、利威名が否定されている。嘘やへつらい、偏頗な知恵で昇進する五蠹が政治に携わる状況を韓非は詭使と表現した。「上が下を治める手段は、刑罰である。しかるに今、手前勝手に正義を行う者が尊ばれる。社稷の立ちゆくための頼りは、落ち着いた静かな人である」（『韓非子』下、「詭使」p.243）。国＝社稷を維持するために害虫退治が必要となる。法治に対する疑念がそこにある。法があっても、術がないと、詭りを弄する者が出てきて、彼らの私欲を満す自領が生まれる。韓非は民に対しては、門の外に法令を伝え、民が日々見られるようにすることを推奨した。

秦の始皇帝は秦の法を各地に適用することができなかった。秦は法を適用できる範囲を県として統治し、適用できない地域を郡として、郡には王を派遣した。特に中原の住民には、秦の法が通じなかった。始皇帝は中国全土を統治するため、在位10年間で5回の地方巡幸を行った。始皇帝は李斯を宰相として、全国を36郡に分け、法の代わりに統治者が派遣された。郡には太守（長官）、丞（副長官）、尉（軍の指揮官）、監（^{かん}御史、監察官）が派遣され、郡の下にも、令や丞が派遣された。彼らは民と共同の宴会を催した。まだ秦は互惠制度の国家であった。

秦は前206年に倒れた。楚（江蘇省）出身の劉邦と項羽が争い、前202年に漢が建国された。漢の高祖・劉邦（在位前202～前195）は秦の都・咸陽の近くに長安（現西安）を建設し、ここを都とした。長安は劉邦の出身地から900km

ほど西の内陸部である。農民は自然災害の他、重い税や徭役のために土地を失うこともあった。没落した農民の土地を手に入れた豪族は没落民を奴隷や小作人として、その支配下に組み込んだ。

劉邦は臣に王号を授けて、諸侯にし、郡国制を採用した。そして、劉邦は諸王によって皇帝に推戴された。前201年12月以降、高祖は卿143人を列侯として、各地に封じた。彼らには一つの県の大きさの土地を封邑として、その租税徴収権を与えた。列侯という爵位と封邑は世襲が許された。その保証のため、皇帝と列侯の間では、「封爵の誓」がつくられ、割り符をつくって、双方が保管した。

前206年、劉邦が咸陽に入ったとき、^{はすい}覇水のほとりに諸県の父老・豪傑を集めて、「秦の法は苛酷を極め、ちょっとしたことで死罪となった。これを廃し、皆さんと新たに『法三章』を約束で決めよう」と提案した。1) 人を殺した者は死刑、2) 人を傷つけた者は罪あり、3) 盗みをした者は罪あり（太田2003、pp.483-484）。民間に法意識があり、その法は君主との約束で是認された。ただし、のちに、^{しやうこく}相国（宰相）の蕭何が律九章を作成した。

律九章では、法経六篇（盗、賊、囚、捕、雜、具）を律として継承し、さらに、興律（兵役・徭役徴発に関する法）、厩律（官馬・駅伝に関する法）、戸律（戸籍と賦役に関する法）が加えられた（太田2003、p.484）。最終的に、漢律は60篇になった。

前漢の第5代皇帝・文帝（前180～前157）は高祖の死後政権を掌握した^{りよ}呂氏一族が鎮定された時期に即位した（太田2003、pp.378-9）。文帝は賈誼と^{かぎ}鼂錯と^{ちやうそ}といった法家の官僚を用いて、勸農政策、田租の廃止、肉刑の廃止などの諸政策を実行した。賈誼は富者を批判した。奴隷所有者と大商人が富者であり、大商人は物を生産

しないで巨利を得ている。これが社会秩序の破壊の元凶である。文帝は賈誼の献言にしたがい、繰り返し勸農の詔を發布した。

鼂錯は、巨利は国家の徴税制度や徴税の方法に根本原因があると考えた（太田2003、pp.379-380）。銭納の人頭税や財産税が厳格に取り立てられたので、農民は農作物を短期間に貨幣に換える必要があった。そのため、商人に安く農作物を買い叩かれたり、高利貸から借金することを余儀なくされたりした。農民は耕作地や子・孫を売らざるをえなくなり、没落した。

漢代には官僚登用の制度として、^{さつきよ}察挙と^{にんし}任子があった。官吏にふさわしい人物を、諸侯王、公卿、郡太守などが推薦する官吏任用制度が察挙と呼ばれる。察挙は通常であれば、賢良方正（才能・人格が優秀で、行いが方正）であり、文学に長けていて（書物をよく読む）、^{かんげん}諫言ができることが推薦基準（科挙）であった。任子の制は、秩2千石相当の官に3年以上在職した者の子弟が中央官に認容される制度である。

武帝（在位前141～前87）は前141年に即位して、皇帝の地位を完成させた。中国では、案比と呼ばれた戸口調査が戦国時代の秦以来、実施されていた（太田2003、p.440）。家族は戸単位で調査され、1戸は五口（5人家族）であった。戸は生産用具、家具、井戸、農作業等、一緒に暮らす者達の共同生活単位であり、一つの世帯であった。

漢代では当初、法家や道家（^{こうろう}黄老）の思想が有力であった。黄老は黄帝と老子のことであり、黄帝はツボや鍼灸などの中国伝統医学と結びついて、今日まで伝わる。劉邦の子、文帝が好んだ『^{しけい}黄帝四経』は、無為を尊重した上で、法律による政治を正当化したと言われる（渡邊2010、p.37）。老子は無為自然を説いて、道と徳を極めた。道は、韓非子が法を展開する際の基準とされた。

しかし、武帝は董仲舒（前176頃～前104頃）の提案を用いて、法家に代えて、儒学を官学とした。徳は統治の基準として維持されたが、道ではなく礼が重視され、社会秩序の安定が目指された。前134年、儒学の^{けいてん}經典として、^{ごきょう}五経が定められた。

武帝の時代は周辺の諸民族を支配下に置き、漢代で最大の領域を形成した。帝国として統治できた地域の外に住む者を夷狄として、さげすむようになった。漢はそれらの外夷の首長に王の爵位を授与した。この是認行為を「冊封」と呼ぶ。皇帝が冊書で諸王・諸侯などを封じた。冊封を受けると、皇帝・天子の臣下となり、その身分を表す印章を授かった。

<5.1.3> 第3期（前80～後130年）：漢帝国の完成

元帝（位前49～前33）の初めの詔では、律令が煩瑣で、役人すら理解できていないとして、律令から除去できるものを奏上するように命じられた。窮民の犯罪や役人の不正が多くなったためである。儒教が浸透するにつれて、元帝の時代には全国百数十カ所あった先帝を祀る郡国廟が廃止された。その頃、中国では宦官や外戚が勢力を増した。

県の下に郷という地方自治体も置かれ、戸口調査、賦税徴収、徭役付加、訴訟聴取の役割を持つ官僚が派遣された。現代の警察に近い職種として、郷土内の治安維持に、^{ゆうきょう}游徼が設置された。少なくとも黄河流域では、県は周囲が城郭で囲まれたので、歴史用語では、中国の県は都市である。

元帝（前49/48～前33）の皇后となった王政君の子、成帝（前32～前7）の時代に王政君の兄弟が外戚として政治力を発揮した。王一族だけでなく、許氏、^{ちょう}趙氏などの外戚が権力を争

い、政治が乱れた。外戚の勢力争いの結果、王政君の甥であった王莽（在位8～23年）が漢の皇帝を廃位し、新（8～23）をたてた。王莽は儒教の理想である周代の制度を復活しようとしたが、各地で反乱（赤眉の乱：18～27）が生じた。

漢を再興した劉秀・光武帝（在位25～57年）は現河南省南陽市に近い南陽郡蔡陽県出身である。彼は地元の豪族をひきいて、漢を復興した。後漢（25～220）の都として、南陽市の北200kmほどの地点にある洛陽市を選んだ。光武帝は56年に泰山で封禪の祭祀を行い、天に統一を報告した。翌年、倭の^わ奴の^な国の使節が洛陽を訪れた。使節が到着した翌月、光武帝は死去した。

<5.2> 西アジア

西アジアにギリシアを含めるのは奇異かもしれないが、古代ギリシアはペルシアの影響を受けながら発展した地域である。ギリシアはアナトリア、シリア（フェニキア）、ペルシア、エジプトの影響を受けながら、発展した。ギリシア北方のマケドニアのアレクサンドロス大王（在位前336～前323）がオリエントの統一を果たした。オリエント（西アジア）の辺境にギリシアがある。

西アジアではハカーマニシュ朝ペルシア（前550～前330）の時代から古代中期が始まる。キュロス2世（在位前559～前530/529）は前550年にメディアを滅ぼし、リディア王国を制圧したのち、前539年に新バビロニアも征服した。ユダヤ人はバビロンに強制移住させられていたが、ハカーマニシュ朝のおかげでパレスチナに戻ることができた。このとき、バビロン周辺での生活を続けた者もいたが、パレスチナに再移住した者もいた。

強制移住は西アジアだけの話ではない。小林

2021 (pp.1-2) は戦国時代の秦で実施された移住政策（遷徙地の確保）を分析した。秦は新たに獲得した領土に徙民（移住者）もしくは赦免された罪人を遷徙（移住）させる政策をたびたび実施した。旧勢力の排除、未開地の開発、辺境の軍事力増大が遷徙の主な目的であった。世界中の人々がユダヤ人と同じ歴史を経験したことがあったであろう。バビロン捕囚をそのような事例の象徴として語るのは歴史の流れの確認に必要な一つの作業かもしれないが、シオニズムの歴史観にとらわれる必要はない。

前525年には、カンピュセス2世（前529～前522）がエジプトを制圧して、エジプトの第27王朝として、ペルシアがエジプトにも君臨した。

<5.2.1> 第1期（前500～前291年）：ハカーマニシュ朝と古典期ギリシア

ハカーマニシュ朝第3代のダレイオス1世（前522～前486）はエーゲ海からインダス川に至る大帝國を築いた。彼は各州に知事（サトラップ）をおいて全国を統治した。さらに、支配を確実にするため、「王の目」「王の耳」と呼ばれる監察官を巡回させた。彼は都のササから各地に向けて「王の道」を整備し、駅伝制によって、迅速な情報流通を可能にした。

グレーバー2016 (p.123) は紀元前5世紀のネヘミヤというユダヤ人に注目する。彼はバビロン市で生まれ、ハカーマニシュ朝の廷臣として、ササでアルタクセルクセス1世（在位前465-424）の献酌官（王侯貴族の宴席で酒をつぐ官僚）にもなった。ギリシアで悲劇が盛んに演じられていた頃、前445年、彼はユダヤ属州の総督としてエルサレムに赴任し、エルサレムの城壁が再建された。小川1977 (p.175) によると、彼は債務奴隷を解放し、安息日厳守や異邦人との結婚禁止（内婚制）、神殿への定期的

寄進等を定めた。

ネヘミヤが定着させた律法の一つにヨベルの律法（Law of Jubilee）がある。『レビ記』第25章では、50年に一度のヨベルの年が規定された。ヨベルの年には、売り飛ばされた所有地も身代も、すべて買い戻される。メソポタミアと同様、自由（freedom）は負債からの自由であった。グレーバー2016 (p.123) は指摘する。「贖い／救済とは、個人の罪業（sin）と罪責性（guilt）の重責からの解放であり、歴史の終焉とは、天使のラッパの大音響が最終的な大赦（Jubilee）を告知するとともに、すべてが白紙に戻され、あらゆる負債が免除される瞬間のこと」となる。債務帳消しは、出納が会計・記録された粘土板の儀礼的な破壊で、実施された。

グレーバー2016 (p.127) によると、古代人が貨幣で思い浮かべるのは、商品交換ではなく、「奴隷売買、罪人の身請け、腐敗した徴税請負人、征服した軍隊による掠奪、抵当や利子、盗みやゆすり、復讐や懲罰」などであったはずである、と。負債の象徴としての貨幣。貨幣の性質として最も重要なものである。

ギリシアでは古典期（前5世紀～前4世紀）にポリスが制度的完成を迎えた。ポリスを政治体（polity）にするため、まずは祖先に帰属意識を持つゲノス（genos：氏族）を解体した。ただし、ゲノスは氏族というより、貴族や祭祀階層であるという説もある。前508年に、「アテネ民主制の父」と言われるクレイステネス（前6世紀頃）が血縁による4部族制を、地縁によるデーモス（demos：区）制に変更し、10部族制を導入した。伊藤1982 (p.74) によると、アッティカ全土が市域、沿岸、内陸の3地域に分けられ、それぞれが10の区画に細分された。

新部族制の基底にデーモスを置いた。改革以前には、アテネ人は父子連名制と同じく父の名

を添えて名乗っていた（桜井2017、p.35）が、改革後、所属する区（デーモス、最小の行政単位）の名をつけて名乗るようになった。クレイステネス以後のアテネの市民団編成の基礎的な単位となったのが、デーモスであり、デーモスが原籍地となり、移住しても、デーモスは変わらなかった。

地縁のデーモスが作られても、血縁のフラトリア（phratRIA）が生きていた。フラトリアはポリス成立以前から存在が認められるが、古典期には、フラトリアは子供が「成人」になったことを認め、市民権を与える組織となった。市民の家の正規成員である嫡出子として、公式に認められると、市民として名簿に登録される（伊藤1982、p.177-178）。前4世紀のアテネで、財産の相続は嫡出子に限られた。嫡出の認定はフラトリアが行った。

ギリシアで新しい社会体制が生まれた頃、ペルシア戦争（前500～前449）が始まった。ペルシア戦争の後も、ギリシア人はペルシア人に雇われ傭兵として活躍した。

前5世紀前半にソフィストが現れた。ソフィストは有償で師弟を教育する教師であった。アテネの法廷での勝敗が弁論の内容で決まるようになったため、ソフィストは弁論の術を教えた。

弁論はギリシア語でロゴス（logos）と言う（桜井2017、p.99）。ロゴスは「言われたこと」という意味である。ロゴスを書く専門家（弁論作者）はロゴグラフィオスという。人々はロゴグラフィオスに依頼して、法廷の弁論を作ってもらった。ロゴグラフィオスの一人、リュシアスは在留外国人（メトイコス、複数メトイコイ）であった（桜井2017、p.99）。彼はアテネで富裕層の一人であったが、メトイコイなので、不動産の所有権を認められなかった。前335年に、

アリストテレスがアテネでリュケイオンという名の学園を設立した時に、彼もアテネではメトイコスであり、所有権がなかったので、郊外の建物を賃借した（桜井2017、p.106）。

アテネは市民、奴隷、そして、自由身分のメトイコイの3身分で構成されていた（伊藤1982、p.48）。アテネでは人口の3分の1が奴隷であった。奴隷は手工業や銀山の採掘等の重労働の他、家内奴隷や農業奴隷として働いた。前5世紀初頭以降、非ギリシア系購入奴隷が大量にアテネに流入した。奴隷はあらゆる部門で使役された。

ギリシアでは前5世紀から法意識が変る。ソフォクレス（前496頃～前406）の悲劇『アンティゴネ』（前441頃）が例と挙げられる。

父と知らずに父を殺し、母と知らずに母と結婚したオイディープス。その娘、アンティゴネの物語は国の掟を拒否して、神の正義を実現しようとした女性の物語である。国の掟は彼女の叔父でテーバイの王クレオンの掟である。彼女は兄弟への愛を優先して、冥府の神の掟に従って行動した。その結果、アンティゴネは自害に追い込まれた。端的に表現すると、社会秩序は神の掟から王の掟に変わったのに、アンティゴネはそれを拒否した。

「人間は万物の尺度である」という句で有名なプロタゴラス（前490ころ～前420ころ）はアンティゴネが上演された頃のソフィストである。プラトンは一世代後の哲学者である。プラトンの時代には、統治者の意志を強制することを軸とすることによって、矯正すべき犯罪が生まれた。

<5.2.2>第2期（前290～前81年）：ヘレニズム

アレクサンドロス大王が征服した東方の土地は、ギリシア系のセレウコス朝（前312～前64）

に受け継がれた。前3世紀半ばには、アム川上流で、ギリシア人が独立国家バクトリア（前255頃～前139）を建国した。バクトリアの首都は現在のアフガニスタン北部のバルフに置かれた。同じ頃、遊牧イラン人の族長アルサケスはカスピ海東南部にパルティア（前248頃～後224）を建国した。パルティアは前2世紀半ば、メソポタミアを併合して、ティグリス川東岸のクテシフォンに都を定めた。

アレクサンドロスの急逝の後、プトレマイオスが前305年に古代エジプト最後の王朝であるプトレマイオス朝を建国した。アレクサンドリアでは図書館が建設され、ヘレニズム文化の中心地として、繁栄した。しかし、前80年にプトレマイオス11世が殺され、王家が断絶し、共和政ローマの影響力が増大していった。

ヘレニズム時代には、ポリスが共同体の外郭であることをやめ、ポリスを糾合した国家（アンティゴノス朝マケドニアやセレウコス朝シリアなど）か、国家を糾合した帝国（アレクサンドロスの帝国）を外郭にする思想が生まれた。この場合の「外郭」は、現代の国家（国境）と同じで、個々人が帰属意識を持つことができる一番外側の集団である。そのような思想はコスモポリタニズム（cosmopolitanism：世界市民主義）と言い表されている。

ヘレニズム以前には外郭は祭祀（神殿）や議会・法廷でまとめることができるポリスカ、その集合体であった。ヘレニズム時代に、外郭が自分たちの手が届くポリスであることをやめると、まずは、個々人の心が帰属する場所が必要になる。人間にとって、何らかの社会集団（家族や国家）への帰属意識は、生死にかかわる重要な本能である。アイデンティティの多くは帰属意識で構成される。

個人の内的幸福を追求し、いわば精神的快楽を求めるエピクロス（前342頃～前271頃）

や、禁欲を重視するゼノン（前335～前263）が現れた。ゼノンの主張はストア派を形成し、現代の「ストイック」の語源となった。

「ユークリッド幾何学」を集大成したエウクレイデス（前300頃）が現れたのも、この流れに関係するかもしれない。ポリスという判断基準が失われたため、形式的で抽象的な判断基準で対象を見ようとした、という意味である。抽象的形式と原理が判断基準の中心的な位置を占めるようになった。

<5.2.3>第3期（前80～後130年）：パルティアとローマ

前64年にローマはセレウコス朝シリアを滅ぼし、前63年にポンペイウスを総督とするローマ軍がエルサレムを征服した。ユダ王国がローマの支配下に置かれた。ローマは徐々に直接支配に乗り出し、ユダヤ教の戒律（ユダヤの法）を認めなくなった。中国史で言えば、ユダヤの国が国ではなく、県になった。その結果、パリサイ派（ラビ的ユダヤ教）のトーラー重視運動、ヨハネの洗礼運動、イエスの活動などが目立った。中国史やローマ史では法を押しつける側の歴史が語られるが、ユダヤ史では押しつけられる側の歴史が語られる。

ユダヤ教を指導していた祭司やパリサイ派はローマの支配を受け入れた。パレスチナの民衆は貧困に苦しみ、その声を聞いたイエス（前7／前4～後30頃）は祭司やパリサイ派を形式主義として批判し、貧富の差なく、神の絶対的愛が民に及ぼされると説き、神の国の到来と最後の審判を約束した。祭司やパリサイ派はイエスをローマに対する反逆者として、属州の総督ピラト（在任26～36）に訴えた。総督はイエスを十字架にかけて、処刑した。

イエスの弟子達が十字架での死は人間の罪をあがなう行為であったという信仰心を作り上げ

て、キリスト教が誕生した。ユダヤ人に限っていたユダヤ教と異なり、パウロが神の愛はユダヤ人以外にも及ぶとして、ローマ各地で布教した。その結果、3世紀までに、キリスト教は奴隷、女性、下層市民などの社会的弱者を中心に、帝国全土に広がり、上層市民にも信徒が見られるようになった。

第一次ユダヤ戦争（66～70年）で、70年にエルサレム第二神殿が破壊され、ユダヤは神殿国家としての独立を失った。ハドリアヌス帝（在位117～138年）がエルサレム神殿の代わりにローマのユピテルの神殿を築き、都市名をエルサレムからアエリア・カピトリナへの変更を提案し、割礼を禁止すると、第二次ユダヤ戦争（132～135年）が始まった。ユダヤ人は敗北し、ディアスポラ（diaspora：離散）が本格化した。ローマに支配されたその他の国々は、たいてい、支配者を受け入れた。

<5.3>ヨーロッパ

古代中期、西アジア地域の影響を受けながら、徐々にヨーロッパの原型が生まれてくる。

<5.3.0>第0期（前501年以前）：ローマとヨーロッパ

当初、イタリア半島にはさまざまな部族が定住していた。北部イタリアを東西に流れるポー川より北方にはガリー人（ケルト人）が進出していた。現在のトスカナ地方あたりに、エトルリア人が定住していた。トスカナはエトルリア人の土地という意味である。半島南部では、ナポリ付近を北限とするギリシアの植民市が点在した。

古代から、イタリア半島は北と南で文化圏が異なっていた。ナポリには主にアテネ人がやってきた。新しいポリスという意味で、ギリシア語でネアポリス（Neapolis）と呼ばれた。半島

南部地域はラテン語でマグナ・グラエキア（大ギリシア）と呼ばれた。ギリシアの影響を受けながら、ローマは発展した。

北方のエトルリア人、東方のサビニ人、南方のギリシア人に対抗して、テヴェレ川の南方の住民はラテン人の国を作った。ローマのラテン人は、周囲のラテン人同士の争いも乗り越えて、ラテン同盟市を結成したあと、イタリア半島の統一に乗り出した。

前578年頃に即位した6代目のローマ国王セルウィウス・トゥリウスは課税と徴兵のためローマ市をトリブス（tribus）に区分けした。トリブスは「地区」（徴兵、課税、民会の単位）を意味するようになった。戸口調査（ケンス）がトリブスを単位に実施されるようになる。トリブスの下に10のクリア（curia）がおかれた。氏族制の時代には、クリアが胞族、トリブスが部族であった。英語のtribe（部族）の語源は、ラテン語のトリブスである。

クリアの下にゲンス（gens）という組織がある。ゲンスは現代の大家族と同規模のものから数百人程度のまとまりまであり、祖先を共有する集団（氏族）であった。複数のゲンスが手を結んで、兄弟のような関係（同盟関係）になれば、クリア（胞族）である。ただし、共和政成立後、クリアは民会のように、人々が集まる組織を意味するようになった。

王政末期から、ローマ市民は氏族ではなく、地域に帰属することになる。徴兵や課税のために市民を分ける必要があった。トリブスの長はトリブヌス（tribunus：護民官はtribunus plebis、軍団長はtribunus militum）であるが、この単語は英語のtribune（人民の権利の擁護者）といった言葉に残る。

エトルリア出身の7代目のローマ王タルクィニウス・スペルブスは領土拡大の戦争にあけく

れた。ローマはラティウムの覇者となり、その勢力圏は800km²をこえ、人口は3万人ほどであった（松本編2021、p.71）。しかし、前509年、王は失脚し、ローマから追放された。

<5.3.1> 第1期（前500～前291年）：部族共和政ローマ

王政崩壊後、1年任期のコンスル（執政官：consul）がローマを統治した。ただし、コンスルは前4世紀からの呼称であって、当時は、プラエトル（先頭を行く人）と呼ばれる軍司令官であった。プラエトルは軍事の他、民会や元老院の召集・主宰、裁判、鳥占いなどを指導した。軍事・内政・司法・祭祀など、国家運営にかかわる権限を有した。このような全権的な権利をインペリウム（命令権：imperium）といった（松本編2021、p.64）。元老院から公職者に与えられた行政権限である。その権限を持つ者がインペラトル（命令権保持者：imperator）である。

この時期に、氏族の代々の長は父達（パトレス：patres）と呼ばれた。その末裔である貴族（patrici：パトリキ）が共和政を作り上げた。

インド史のバラモンのように、パトリキは神祇官や鳥卜官等の祭司職を担った。王政期から始まる神祇官職は祭祀、鎮魂、葬式などを与った。前254年までパトリキが神祇官職を独占した。その最高の職である最高神祇官はのちにカエサルが政治的成功の第一歩として求めた政務官職である。現代と異なり、祭祀を仕切ることができないと、政は動かない。

このような祭司階層であるパトリキが、祭祀（宗教と慣習法）の知識を独占して、国家を運営した。パトリキの中から選ばれた300人が元老院を構成し、共和政を運営した。元老院の議員はパトレスと呼ばれた。古代ローマの政治形態が民主政であれば、平民（プレブス）、庇護

民（クリエンテス）、奴隷（セルヴス）も政治参加すべきであろうが、共和政は社会の有力者だけが政治参加する制度であって、民主政ではない。古代ギリシアもこの点、同じである。

ローマには3つの民会があった。1）クリア民会、2）ケントゥリア民会、3）トリブス民会である。クリア民会は前8世紀にすでに開かれていて、王を選出していた。当時、クリアは氏族（胞族）を意味していて、氏族はその祭祀で統合されていた。クリアは司祭の就任や養子縁組、遺言など、当時の社会ではもっとも係争が生じやすい人間関係を仕切った。ちなみにローマ教皇庁はthe Curia Romanaである。

土木工事の技術（水道、道路建設）などでエトルリアの伝統を受け継いだローマであるが、ローマはさらに法文化を発展させた。ローマ人の特徴として、規律と組織を重んじることが指摘される（本村2017、p.81）。法典制定十人官によって紀元前451～前450年に起草され、ケントゥリア民会によって認められた十二表法が制定された。十二表法は12枚の板に書き記されてフォルム・ロマヌムに立てられたが、前387年のガリア人の侵入で焼失した。

ケントゥリア民会は主にコンスルを選出する機能をもっていたが、安井萌（松本編2021、p.69）によると、市民に死刑を科す重罪の裁判も管轄した（十二表法第9表1）。十二表法の第11表1で、パトリキとプレブスの通婚は禁止された。共和政が始まった前5世紀前半にパトリキは閉鎖的になり、総数50程度の氏族で構成されることになった。しかし、十二表法制定の数年後、前445年に、護民官カヌレイウスの平民決議（カヌレイウス法）で、身分間の通婚の権利が回復された（松本編2021、p.79）。

前396年、ローマは隣国ウェイを併合した。ウェイはローマの北20km弱の位置にあり、現代なら、隣町を攻撃したようなものである。

前4世紀にローマの地理的拡大が始まる。新たに獲得した土地の多くは公有地とされた。公有地の用益権は支配層が握った。戦争の指揮官として活躍した者が、その公有地を利用した時、誰が、それを止めることができるであろうか。公有地は徐々に、特定の個人の土地に組み込まれるようになった。

前376年から10年間、リキニウス・ストロとセクスティウス・ラテラヌスが護民官に選出された。彼らは前375～前371年にかけて、執政官を選ばせなかった。パトリキは譲歩して、前367年、平民決議を受け入れた。この平民決議はリキニウス・セクスティウス法と呼ばれる。この決議（リキニウス・セクスティウス法）で、1）債務問題の解決、2）公有地利用法、3）執政官制改革が実現した。

前342年には、護民官のゲヌキウスによって、利子を禁じる法律（ゲヌキウス法）が制定され、前326年には、ポエテリウス＝パピリウス法が債務奴隷（ネクスム）制度の廃止を公式に宣言した（松本編2021、p.81）。この時まで、ローマでは借金を返済できなかつたら、債務奴隷となっていた。世界中で債務奴隷制が見られ、その場合、借金した者自身が奴隷になる場合もあったであろうが、しばしばその子供が債務奴隷となった。

ラテン戦争（前340～前338）の結果、同盟市の領域まであわせると、ローマの面積は約8500km²、人口約48万人に達した。ちなみに、広島県の面積が約8500km²である。一つの都市というより、県と同等の面積を有する邦になった。ラティウムを確保して、ラテン人の邦ができた。ここからローマの拡大が始まる。

<5.3.2>第2期（前290年～前81年）：共和政ローマ（属州統治）

前287年に、独裁官ホルテンシウスが画期的

な法（ホルテンシウス法）を制定した。これで、平民決議が元老院の認可なしに無条件に国家の法として通用することが定められた。（松本編2021、p.81）平民が借金で苦しむことはなくなったと言われる。

ローマは半島内で征服した諸都市とは、個別に同盟を結んだ。ローマと都市の間で、異なる権利と義務が与えられた。都市間の関係の他に、個人間の関係も強固につながるようになった。一つはホスピティウムと呼ばれる賓客関係である。地方の貴族とローマの貴族が同等の関係で友人となる（松本編、p.111）。同等ではない関係もある。パトロニッジ、あるいは、クリエンテラと呼ばれる保護・被保護関係である。

ローマは第1回ポエニ戦争でカルタゴに勝利して、カルタゴが統治していたシチリアをローマの領土として編入した。この時から、新たな土地は属州として、統治することになった。それまで、すべての土地は元老院を中心としたローマの土地（公有地）であったが、この時から、属州を統治する一群の階層が生まれた。

属州統治の任務は特定の元老院議員が担うことになった。さらに、彼らのために、属州から税金を徴収する任務を果たした階層がエクイテス（騎士階層）と呼ばれるようになった。属州を半ば私有地化して、元老院議員や騎士は莫大な富を手に入れた。中国史であれば、郡の太守や県令などの官僚である。

征服でローマの公有地となった場合でさえ、彼らはそれを私有地のように利用するようになった。借金を背負った中・下層の農民が土地を手放すようになった場合、それを買い取ったのも、彼らである。手に入れた農地はラティフンディアと呼ばれた。ラティフンディアでは、奴隷を利用した大農場経営が実施された。ローマの場合、捨て子や誘拐などもあるが、大半の奴隷は戦争の捕虜を出自とする。

前91～前88年に、イタリア半島の同盟都市はローマ市民権を求めて、反乱を起こした。その結果、イタリア半島の諸都市に市民権が拡大された。

<5.3.3>第3期：前80～後130年：帝政ローマ

剣闘士である奴隷もスパルタクスに率いられて、前73～前71年に大反乱を起こした。これらの内乱をしずめたのがクラッスス（前115～前53）、ポンペイウス（前106～前48）、カエサル（前100～前44）であった。最終的にはカエサルが前46年に全土を平定して、独裁官に就任した。

キケローは『義務について』（選集9、p.142）で、カエサルが命令権、公職、栄光にとりつかれた結果、神と人の法を犯して、元首（*principatum*）になろうとしたと断罪した。キケローは婚姻を通して創られる親族関係と、信頼できる友人として善意を共有できる美德・力（*virtus*）を重視した。親族はキケローの場合、同じ祖先をもち、同じ宗旨に従い、共通の墓地があるものである（同、p.160-161）。まだ民族的結束力が強く残っていることがわかる。個人的な結びつきの他に、キケローは、同じ市民であることや、同じ民族・言語も結びつきを強めるという。同じ市民という場合、キケローは都市の広場、神殿、道路の他、法律、権利、裁判などをイメージしている。このような共和政的な意識で社会をとらえていたのに、カエサルのような独裁者が登場して、彼は困惑した。

しかし、カエサルが暗殺されると、その姪の子、オクタウィアヌス（前63～後14）が前30年までに政敵を制圧して、前27年に元老院からアウグストゥス（尊厳なる者）という名が与えられた。オクタウィアヌスはカエサルの遺言で、養子として、カエサルの家名を継ぎ、その家産の大半を相続することが定められていた。

外地の統治に関して、オクタウィアヌスは敵の侵入や反乱の可能性のある属州を担当し、元老院は平和な属州を担当することにした。その結果、軍隊が駐屯する属州の大半をオクタウィアヌスが担当した。以後、皇帝と元老院がそれぞれの属州の総督を決めることになった。

ローマには伝統的な家族形態の氏族や家を表わすものとして、*ファミリア*という語がある。*ファミリア*の他に、前1世紀頃から*ドムス*という有力な親族関係が生まれてきた。島田誠（松本編2021、pp.156-157）によると、初代皇帝アウグストゥスの死後、第2代ティベリウス（在位14～37）、第3代ガイウス（在位37-41）、第4代クラウディウス（在位41-54）、第5代ネロ（在位54-68）は「ユリウスとクラウディウスの*ドムス*」と呼ばれる親族から選ばれた。この*ドムス*は主に女性の婚姻関係を介して形成され、権力を握るという意味で、中国史の外戚と似ているかもしれない。

アウグストゥスはユリウス氏カエサル家を継承したが、そのユリウス・カエサル系ではなく、姉妹、妻、娘の嫁ぎ先の氏族・家族との関係が、この*ドムス*の内容になる。前19年以降、*ドムス*構成員がアウグストゥスに代って、属州の行政責任者や軍事遠征の司令官として活躍し、皇帝まで輩出するようになった。姻族が政治に非常に強く関与する時代が始まった。

さらに、地方都市や属州では、皇帝が神として祀られることもあった。島田誠（同上、pp.158-159）によると、ポンペイの有力家門の一つホルコニウス一族はブドウ栽培で都市の公職を輩出していた。その一族には、前2年頃の金石文で、「アウグストゥスの祭司」と呼ばれる祭司もいた。皇帝の死後、その称号が「神アウグストゥスの祭司」と変更された。氏族制下では王は死後、祖先神となった。同様に、ローマ帝国でも皇帝が神になった。皇帝礼拝という

帝国統合の基礎理念を体現した神祇官や軍隊での職務を通じて、地方都市の有力家門がローマの支配者となつたり、48年以後、属州からも元老院議員を送れるようになった。

古代ローマは奴隷制で有名であるが、近代の奴隷制とは全く異なる。ローマの人口の3～4割が奴隷であった（松本編2021、P.169）。ローマの場合、被解放者（リベルティ、リベルティニ）がかなり生まれた。アウグストゥスが解放できる奴隷の数を制限しようと試みたほどに、奴隷が解放されたとも言われる（松本編2021、p.176）。奴隷は解放金を支払う必要がある。逆に言えば、奴隷は財産を蓄えることができた。それを奴隷主は解放金という名目で横取りできる。さらに、奴隷を解放すると、それだけで人格的に高い評価をもらえた。奴隷解放は威信を得る方法でもあった。解放すれば、主人は保護者（パトロヌス）、奴隷は被護民（クリエンス）になる。主人も奴隷も奴隷解放に利益があった。

属州シリアの長官であったプブリウス・アエリウス・ハドリアヌス（在位117～138）は帝国各地に赴き、行政・軍事上の指示を出した。法廷手続きを固定化し、法学者からなる顧問団を創設した。それまでの皇帝の奴隷や解放奴隷による家産的統治機構ではなく、ローマ騎士を責任者とする官僚機構が整備されるようになった。

注

- 1) 講義科目の「経済史入門」では、教科書として、見島秀樹（2017）『経済史の種Ⅰ』、『経済史の種Ⅱ』学文社を利用している。
- 2) 見島秀樹（2020）「経済史から見た法制度の変遷：序、先史時代」『明星大学経済学研究紀要』52（1-2）、同（2022）「経済史から見た法制度の変遷：古代初期（紀元前1130～前501）」同誌53（1-2）。今回の引用・参照文献の一部は、これらの論文に載っている。
- 3) 中村聡一（2021）はアメリカの大学で根付いているリベラルアーツの重要性を説いている。その内容は、

日本の高校の世界史でも学ぶ論点を、的確に深く掘り下げた歴史になっている。歴史を知ること誇りや自尊心が生まれる。1960年代にアフリカ諸国が独立したときも、自分たちの歴史を知ったことで、自尊心が生まれて、政治的独立の後押しになった。歴史の知識は帰属意識を刺激して、良い意味でも悪い意味でも行動の動機を作り上げる。

古代中期の参考文献

[資料]

資料として、大学生には、荀子（2004）『荀子』（藤井専英訳、井ノ口哲也編）など、古典の[本文+解釈+背景]の形式で、全40巻の「新書漢文大系」として明治書院から出ている資料や、山口諤司（2019）『書経』など、角川ソフィア文庫の「ビギナーズ・クラシックス」の「中国の古典」シリーズ（現在15冊）のように、原典を重んじた解説など、初心者でも手に取りやすい本を薦めたい。

- 浅野裕一（訳・解説）（1998）『墨子』講談社学術文庫。
 アリストテレス（2001）『政治学』（牛田徳子訳）西洋古典叢書、京都大学学術出版会。
 池田知久訳注（2012）『淮南子』講談社学術文庫。
 石川忠久（1998）『詩経（中）』（新釈漢文大系第111巻）明治書院。
 石川忠久（2000）『詩経（下）』（新釈漢文大系第112巻）明治書院。
 カウティリヤ（1984）『実利論（上）（下）：古代インドの帝王学』（上村勝彦訳）岩波文庫。
 キケロー（1999）『哲学：キケロー選集9』（岡道男訳）岩波書店。
 クセノポン（1985）『アナバシス：キュロス王子の反乱・ギリシア兵一万の遠征』（松平千秋訳）筑摩書房。
 司馬遷（2010）『史記列伝（一）』（野口定男訳）平凡社ライブラリー（『中国古典文学大系 史記』1969）。
 司馬遷（2011）『現代語訳史記』（大木康訳・解説）ちくま新書。
 渡瀬信之訳（2013）『マヌ法典』（東洋文庫）平凡社。

[文献]

- 石岡浩他著（2012）『史料からみる中国法史』法律文化社。
 井上文則（2021）『シルクロードとローマ帝国の興亡』文春新書。
 今津勝紀（2019）『戸籍が語る古代の家族（歴史文化ライブラリー）』吉川弘文館。
 袁行霈（他）（2016）『北京大学版 中国の文明 第2巻 古代文明の誕生と展開<下>』稲畑耕一郎（監修）、野原将揮（訳）、潮出版社。（原題：『中華文明史』北京大学出版社、2006年）。

- 大黒俊二 (他編) (2021) 『岩波講座世界歴史03: ローマ帝国と西アジア 前3～7世紀』岩波書店。
- 太田幸男 (2003) 「秦」、「前漢」(松丸道夫編『中国史1 先史～後漢: 世界歴史大系』山川出版社、2003年、第6章、第7章)。
- 岡村秀典 (2008) 『中国文明農業と礼制の考古学』学術選書 036、京都大学学術出版会。
- 岡本隆司 (2019b) 『君主号の世界史』新潮新書。
- 岡本隆司 (2013) 『近代中国史』ちくま新書。
- 小島祐馬、宇野哲人 (2003) 『中国の古代哲学: 孟子・老子・荘子・韓非子』講談社学術文庫 (初版、小島祐馬 (1967) 『社会思想史上における「孟子」』、宇野哲人 (1969) 『老子・荘子と韓非子』)。
- 小田中直樹、帆刈浩之編 (2017) 『世界史/いま、ここから』山川出版社。
- ガダマー、ハンス＝ゲオルク・(2007) 『哲学の始まり: 初期ギリシャ哲学講義: 叢書・ユニベルシタス』(箕浦恵了、國嶋貴美子訳) 法政大学出版局。
- 神塚淑子 (2009) 『『老子』: 「道」への回帰 (書物誕生: あたらしい古典入門)』岩波書店。
- 木村英一 (1998) 『法家思想の研究』アジア学叢書、大空社 (初版弘文堂、1944年。森秀樹「参考資料 韓非と荀況: 思想の継継と断絶」)。
- 木庭顕 (2018) 『誰のために法は生まれた』朝日出版社。
- 小林文治 (2021) 「洞庭湖遷陵県の開発と秦の「地域統治」-人口移入と公田経営から見た-」『史学雑誌』130-4。
- サイド、マシュー・(2021) 『多様性の科学 画一的で凋落する組織、複数の視点で問題を解決する組織』トランネット訳協力、ディスカヴァー・トゥエンティワン。
- 斎藤成也 (他著) (2021) 『図解人類の進化: 猿人から原人、旧人、現生人類へ』ブルーバックス、講談社。
- 佐久間寛 (2013) 『ガーロコイレ: ニジェール西部農村社会をめぐるモラルと叛乱の民族誌』平凡社。
- 桜井万里子、本村凌二 (2017) 『集中講義! ギリシア・ローマ』ちくま新書、筑摩書房。
- 佐々木健 (2021) 「ローマ法の後世への影響」、大黒他2021、所収。
- 佐藤信弥 (2018) 『中国古代史研究の最前線』(星海社新書)、星海社。
- 佐藤照子 (1998) 「中国四川省・都江堰と岷江流域の水文・地形環境」(Macro Review, 11巻1号)、DOI <https://doi.org/10.11286/jmr1988.11.7>。
- 佐藤昇 (2018) 「視点1 人が人を処罰するというのはどういうことなのだろう: 民主政アテナイの裁判と素人主義」、(佐藤昇編、神戸大学文学部史学講座著 (2018) 『歴史の見方・考え方: 大学で学ぶ「考える歴史」』山川出版社、所収)。
- 烏菌進編 (2006) 『宗教学キーワード』有斐閣双書。
- 末永高康 (2018) 『墨家の思想と論理』(金谷治訳『墨子』中公クラシックス、所収)。
- スコット、ジェームズ・C. (2019) 『反穀物の人類史: 国家誕生のディープヒストリー』立木勝訳、みすず書房。
- 叢小榕 (編) (2013) 『老荘思想の心理学』新潮新書。
- 高橋孝治 (2019) 「中国雲南省に居住する彝族の婚姻慣習法に関する考察: 法人類学の視点から: 研究ノート」『21世紀東アジア社会学』10、https://doi.org/10.20790/easoc.2019.10_149。
- 竹内康浩 (2003) 「西周」、松丸編2003、第3章、所収。
- アンヌ・チャン (2010) 『中国思想史』(志野好伸他訳)、知泉書館。
- 鶴間和幸 (2003) 「新・後漢」、松丸道夫編 (2003) 『中国史 1 先史～後漢: 世界歴史大系』山川出版社、所収。
- 鶴間和幸 (2004) 『ファーストエンペラーの遺産: 秦漢帝国 (中国の歴史03)』講談社
- トッド、エマニュエル・(2016上) 『家族システムの起源 (上) [I ユーラシア上]』(石崎晴己監・訳) 藤原書店。
- トッド、エマニュエル・(2016下) 『家族システムの起源 (下) [I ユーラシア下]』(石崎晴己監・訳) 藤原書店。
- 富谷至 (編) (2021) 『岩波講座世界歴史05: 中華世界の盛衰 ～4世紀』岩波書店。
- 中尾世治 (2020) 『西アフリカ内陸の近代: 国家をもたない社会と国家の歴史人類学』風響社。
- 長尾龍一 (1983) 「韓非子」、長尾龍一、田中成明編『法思想 (現代法哲学)』東京大学出版会所収。
- 中村聡一 (2021) 『教養としてのギリシア・ローマ: 名門コロンビア大学で学んだリベラルアーツの真髄』東洋経済新報社。
- 並川孝儀 (2008) 『スッタニパータ: 仏教最古の世界』(書物誕生: あたらしい古典入門) 岩波書店。
- 馬場典明 (2020) 『ローマ大土地所有制研究』(<https://doi.org/10.15017/4103493>)。
- ハラリ、ユヴァル・ノア (2016) 『サピエンス全史: 文明の構造と人類の幸福 (上・下)』(柴田裕之訳) 河出書房新社。
- 春田晴郎 (2021) 『西アジアの古代都市』、大黒他2021、所収。
- 半藤一利 (2011) 『墨子よみがえる』平凡社新書 (2021年、増補版『墨子よみがえる “非戦” への奮闘努力のために』平凡社ライブラリー)。
- 平勢隆郎 (2003) 「春秋」、「戦国」、松丸道夫編 (2003)、第4章、第5章。
- 平勢隆郎 (2003) 『春秋』と『左伝』中央公論新社。
- 藤井崇「ローマ帝国の支配とギリシア人の世界」、大黒他2021、所収。
- 松丸道雄編 (2003) 『中国史1: 先史～後漢: 世界歴史

- 大系』山川出版社。
- 松丸道雄（2003）「殷」、松丸道雄編（2003）、第2章。
- 松村一男（2019）『神話学入門』講談社学術文庫（角川書店、初版、1999年）。
- 松本宣郎（編）（2021）『イタリヤ史1：古代・初期中世』（世界歴史大系）山川出版社。
- 松本尚之[ほか]編（2019）『アフリカで学ぶ文化人類学：民族誌がひらく世界』昭和堂。
- 丸橋充拓（2020）『江南の発展』岩波新書。
- 三津間康幸「ローマ帝国と対峙した西アジア国家——アルシヤク朝パルティアとサーサーン朝」、大黒他2021、所収。
- 南川高志「ローマ帝国と西アジア——帝国ローマの盛衰と西アジア大国家の躍動」、大黒他2021、所収。
- 宮城谷昌光（2009）『孟嘗君と戦国時代』中公新書。
- 守屋洋（著、編訳）（2014）『荀子：新訳；性悪説を基に現代人にこそ必要な「礼」と「義」を説く』PHP研究所。
- ヤスバース（2005：初版1972年）『歴史の起原と目標/理性と実存/哲学の小さな学校』重田英世訳、世界の大思想、河出書房新社。
- 山崎利男（2007）「補説8 『マヌ法典』の成立とその後」、山崎元一編2007、所収。
- 山崎元一、小西正捷編（2007）『南アジア史 1 先史・古代：世界歴史大系』山川出版社。
- 湯浅邦弘（2014）『入門老荘思想』ちくま新書。
- ロイド、G.E.R.（2009）『古代の世界 現代の省察：ギリシアおよび中国の科学・文化への哲学的視座』（川田殖ほか訳）岩波書店。
- 渡瀬信之（2007）「補説3 ダルマ文献の成立：ダルマーストラから『マヌ法典』へ」、山崎元一編2007、所収。
- 渡辺精一（2020）『諸子百家：孔子・老子・荘子・孟子・荀子・韓非子・孫子』角川ソフィア文庫。
- 渡邊義浩（2010）『儒教と中国：「二千年の正統思想」の起源』講談社選書メチエ。